

産業統計部会の審議状況について
(経済産業省生産動態統計調査)(報告)

資料3

項目	変更内容等	部会審議			審議の状況
		第1回	第2回	第3回	
○ 申請書類の誤りについて	○ 申請書類(別表第1新旧対照表、別表第2調査品目新旧対照表、別表第1変更後、別表第2変更後)において、合計65箇所の誤りが判明したため、それらの誤りの内容、誤りに至った経緯及び再発防止策について調査実施者等から報告があった。		●		<p>・これまでの審議内容に影響がないことを確認 (一部に調査品目の定義等に関する訂正を含むものの、第1回の審議内容にそれらの誤りによる影響はないことを確認。それらの誤りについては答申案で指摘することとし、以後の審議は、申請内容が訂正されたものとして、審議を継続することとなった。)</p> <p>【委員等からの主な意見】 ◆時間の制約がある中、大量の資料を人がチェックするのは大変。今後は生成AIを活用した資料間の突合チェックの導入等を検討してほしい。</p>
1 今回申請された変更について (1) 調査品目等の見直し	<p>ア 製品に関する事項における調査品目の見直し</p> <p>①新設 ・年間出荷額が500億円以上の商品のうち、調査が可能なもの 例)紙管 ・行政上必要なもの 例)シリコンウエハ</p> <p>②統合 ・年間出荷額100億円未満かつ類似商品との統合が可能なもの 例)「再生・半合成繊維系」、「アクリル系」等を「科学繊維紡績系」に統合 ・秘匿処理が必要かつ類似商品との統合が可能なもの 例)「はん用ガソリン機関3PS未満(2サイクル)」、「はん用ガソリン機関3PS未満(4サイクル)」を「はん用ガソリン機関3PS未満」に統合</p> <p>③廃止 ・年間出荷額100億円未満かつ類似商品との統合が困難なもの 例)避雷装置 ・秘匿処理が必要かつ類似商品との統合が困難なもの 例)電気かみそり</p>		●	●	<p>・引き続き審議 (改正案に至る検討プロセスについて確認。調査実施者から、業界団体との調整において、調整の結果当初の改正案から内容を変更した事例が多数あったことも示された一方、委員からは、検討プロセスの透明性に関する意見が示された。)</p> <p>【委員等からの主な意見】 (第1回) ◆統合・廃止の判断における「類似品目」の定義や「ニーズの有無」の判断基準について、客観的な判断基準、数値・事実、具体的な例示などに基づいて説明してほしい。 ◆業界団体へのヒアリング結果についても、反対意見の有無など客観的な情報を示してほしい。</p> <p>(第2回) ◆業界団体に対するヒアリングは、対象者・時期によって、回答内容が変わり得るのではないか。これらの情報も含め、調査内容に関する調査研究事業の研究会の議論内容を示すなど、調査内容の検討の客観性・透明性を高めるように努めて欲しい。</p>
	<p>イ 調査品目の統合に伴う調査事項の見直し</p> <p>①品目統合に伴う調査事項の廃止 例)「特別高圧・高圧電力用コンデンサ」の「生産第2数量(容量(kVA))」の廃止</p> <p>②調査品目の再編・統合 例)一般用エンジン発電機の区分を4区分から2区分(75kVAをこえるもの/以下)に統合</p> <p>③調査品目の範囲変更 例)「紡毛」について「生産内訳」を把握していたところ、「そ毛」と「紡毛」を合わせた「毛織物」の用途別の「生産内訳」の把握するよう変更</p>		●	●	<p>・引き続き審議 (個別品目の統合に関する具体的な調整内容について確認。調査実施者から、業界団体及び所管原課に対する確認を経たとの説明がなされた一方、委員から、将来的な需要動向の見通し、統合前後のデータの変化、統合に伴う回答負担の増加といった観点から、意見が示された。)</p> <p>【委員等からの主な意見】 (第1回) ◆特別高圧・高圧電力用コンデンサと低圧電力・機械用コンデンサの統合については、生産業態が異なる品目の統合であり、技術的な要素、統計ニーズ、業界団体の需要を、十分に確認・検証する必要がある。 ◆一般用エンジン発電機の区分変更など、変更前後でデータがどのように変わるかを示す資料(グラフ等)を次回提示してほしい。 ◆今般の変更について、業界団体、IIP等の作成部局に確認した際に提示された意見や、支障がないと判断された際の数値・事実などの客観的な情報を提示してほしい。</p> <p>(第2回) ◆特別高圧・高圧電力用コンデンサについて、耐用年数や将来の需要回復の可能性を踏まえると、統合によって政策上問題を生じないか。 ◆破碎解体機と破碎機の統合について、生産数量・販売数量のトレンドをグラフ等で確認した上で判断すべきではないか。 ◆毛織物の用途別生産内訳の変更により、そ毛のみ報告している事業所の回答負担が増加することとなるが、このような例が他にもあれば示してほしい。</p>

項目	変更内容等	部会審議			審議の状況
		第1回	第2回	第3回	
1 今回申請された変更について (1) 調査品目等の見直し	ウ その他の見直し ① 生産内訳の変更 例) 染織整理月報において、調査品目別に生産(加工高)の詳細内訳を把握していたところ、調査品目を統合した「織物」、「ニット生地」については生産内訳別の加工高を把握するよう変更 ② 受入内訳の変更 例) 民生用電気機械器具について「受入」の「国内」・「国外」の内訳を廃止 ③ 労務欄の変更 例) 石油化学製品月報の労務欄について、関係する月報が統合されることを踏まえ、公表区分に合わせた調査区分に再編 ④ 調査品目の名称変更 例) 「中質繊維板」→「乾式繊維板」(窯業・建材月報(その1))	●	●		・引き続き審議 (各変更の調整内容について補足資料により説明がなされたが、将来的な需要動向の見通し、統合前後のデータの変化、統合に伴う回答負担の増加といった観点から、引き続き意見が示された。) (第1回) ◆ 調査項目の変更は公表内容の変更に直結することから、変更前後で統計上どのような影響が生じるかを示す資料が必要。 ◆ 報告者負担の軽減効果について、対象事業所数や、報告者の記入量の変化など、定量的な情報を示してほしい。 (第2回) ◆ 記入者負担軽減について考える上で、対象事業所数等の情報があれば規模感が把握しやすくなる。可能であれば提示してほしい。
(2) 調査票の統合	○ 現行の109種類の調査票を、報告者や調査品目等の内容等を勘案し、55種類の調査票に統合する			●	(第3回部会で審議)
(3) 集計事項の変更	○ 調査計画における月報(確報)及び年報の集計事項について、これまで業種別で集計事項を整理していたものを分野別に整理するよう変更			●	(第3回部会で審議)
2 統計委員会諮問第193号の答申(令和7年8月26日付け統計委第7号)における「今後の課題」及び「留意すべき事項」への対応状況について	○ 今後の課題: 今回の集計事項の変更に伴い、公表内容や集計事項の文言等が変更されることから、令和7年12月末を目途に、利活用ツールファイルの一般提供や変更内容について事前に情報提供を行う等、結果の利活用に支障が生じないよう、丁寧な対応を行うこと。 ○ 留意すべき事項: 今後の調査計画の変更の検討に当たっては、「統一基準」の内容を踏まえつつ、以下の点についても併せて留意することが望ましい。 (1) 本調査の利便性を確保するため、行政上のニーズや結果の利活用の状況を十分に確認した上で、見直しの検討を進めること (2) 調査票の見直しに当たっては、報告者負担の軽減に資する観点から、報告者の意見・要望を十分に確認すること			●	(第3回部会で審議)

※部会日程

- 第1回：令和8年4月13日(月)開催
- 第2回：令和8年5月8日(金)開催
- 第3回：令和8年5月29日(金)開催予定
- 第4回：令和8年6月11日(木)開催予定